

ブロック塀等の除却・建替え 補助のごあんない

令和7年度

尾道市では、市民の皆さんが安全で安心して住むことができる地震に強いまちづくりを目指し、「**ブロック塀等の安全確保事業**」を実施しています。

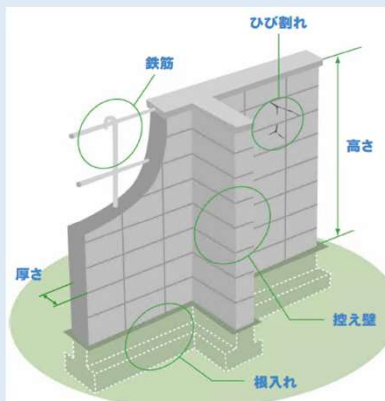
この事業は、道路等に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却・建替を行った場合、工事費の一部として、**最大で30万円**の補助を行う制度です。



熊本地震で倒れたブロック塀（本市撮影）

安全なブロック塀の点検リスト

ブロック塀について、以下の項目を点検し、不適合があれば危険なので改善しましょう。



出典：パンフレット
「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会2013.1

外観を目視で点検しましょう

- ☐【高さ】 塀の高さは地盤から2.2m以下
- ☐【厚さ】 塀の厚さは10cm以上
塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上
- ☐【基礎】 コンクリートの基礎がある
- ☐【健全性】 塀に傾き、ひび割れはない
- ☐【控え壁】 塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある

専門家に相談しましょう

- ☐【鉄筋】 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されている
- ☐【根入れ】 塀の高さが1.2m超の場合、基礎の根入れ深さは30cm以上

※れんが造・石造・無鉄筋のブロック造等の組積造については
お問合せ下さい。

補助対象ブロック塀等・補助対象者

尾道市内にあり、次の要件のすべてに該当する補強コンクリートブロック造及び組積造（レンガ造、石造その他これらに類するもの）の塀（以下「ブロック塀等」という）が対象となります。

- 広島県緊急輸送ネットワーク計画により設定されている緊急輸送道路、または市内の小中学校通学路として使用している道（以下「道路等」という）に接していること
- 道路等の面からの高さが0.6m以上のもの（擁壁部分を除く）
- ブロック塀等の点検リストにより安全性が確認できないもの
- 建築基準法の規定に明らかに違反していないもの
- 事前に工事契約・着手を行っていないもの
- 1月末までに完了報告可能なもの

□補助対象ブロック塀等の所有者等（当該ブロック塀等の存する敷地の土地及び建物の所有者）は個人であること

申請方法

事前相談書によりあらかじめ相談頂きますようお願いいたします。

申請については「尾道市ブロック塀等の安全確保事業補助金交付要綱」【関連書類】を参照の上、申請してください。

申請期間・完了報告期間

申請受付期間 令和7年5月7日～令和7年11月28日
完了報告期間 令和8年1月30日もしくは
工事完了後30日以内のうち早い日

※申請が予算に達した場合は受付終了とさせていただきます。

補助金の額

除却工事

道路等に面するブロック塀等の
全てを除却する工事の場合

工事費の2/3
(上限15万円)

建替工事

除却工事及び安全上支障のない
軽量フェンスの新設工事の場合

工事費の2/3
(上限30万円)

※除却工事及び新設工事それぞれ15万円を
上限とします。

※対象となる工事費は1mについて8万円以内とします。

申請・相談窓口

尾道市 建築課 指導係 （尾道市役所本庁3階海側）

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

☎ 0848-38-9245 📠 0848-38-9295

✉ k-shidou@city.onomichi.hiroshima.jp

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分



注意事項

- ・事前に撤去されたブロック塀等は対象外です。申請後に交付決定通知を受けてから、工事契約する必要があります。
- ・補助金の支払いは、工事の完了後となります。
- ・補助金の交付決定通知を受けていても、工事を取り止めた場合は補助金は支払われません。
- ・以前、当補助を受けたことがある方は対象外です。
- ・建築基準法第42条第2項の道路に接している場合、道路中心から2m以内には塀等を新設できません

